

平成 28 年度包括外部監査の結果に基づく措置について、新潟市長から通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により以下のとおり公表します。

平成 30 年 12 月 6 日

新潟市監査委員 高井 昭一郎  
 同 伊藤 秀夫  
 同 渡辺 有子  
 同 加藤 大弥

平成 28 年度包括外部監査  
 「財務部債権管理課の事務の執行について」

新潟市長が講じた措置

頁	担当部署	指摘事項等	措置内容等	
			(平成 29 年度)	(平成 30 年度)
150	債権管理課	<p><b>意見 No.24</b>                      第8章 非強制徴収債権の回収に関する事務                      第4 債権の管理・回収                      6 支払督促・訴訟</p> <p>訴訟提起に当たり、議会の議決を得る必要があることが、提訴数と提訴スピードの両面でハードルとなっている。</p> <p>そのため、訴額が 300 万円以下の訴訟について、市長の専決処分とすることを議会で議決することが望ましい。</p>	<p>訴訟提起の市長専決処分事項指定については、効果的・効率的に法的手続きを行い、適正な債権管理を進めるうえで有効であることから、訴額の上限額も含め、議会側からの理解を得られるよう進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;"><b>【検討中】</b></p>	<p>訴訟提起については、訴額が 1 件 300 万円以下の訴えの提起、和解及び調停に関することを、市長専決処分事項とするよう議会側の理解を得ました。（平成 29 年 12 月 22 日議決、平成 30 年 1 月 1 日施行）</p> <p style="text-align: right;"><b>【措置済み】</b></p>
168	債権管理課	<p><b>意見 No.30</b>                      第8章 非強制徴収債権の回収に関する事務                      第6 時効の管理                      4 監査結果</p> <p>消滅時効期間の経過が間近に迫っている債権については、督促後、相当期間が経過していることが通常であろうから、法的手続きにより履行を請求しなければならない（自治法第 240 条第 2 項、自治令第 171 条の 2）。</p> <p>そこで、訴額が 300 万円以下の訴訟について、市長</p>	<p>訴訟提起の市長専決処分事項指定については、効果的・効率的に法的手続きを行い、適正な債権管理を進めるうえで有効であることから、訴額の上限額も含め、議会側からの理解を得られるよう進めてまいります。</p> <p>また、市長専決処分となった場合には、速やかに法的措置を実施します。</p> <p style="text-align: right;"><b>【検討中】</b></p>	<p>平成 30 年 1 月 1 日より、1 件 300 万円以下の訴訟提起については市長専決処分事項となり、対象となる案件については、順次、法的措置を実施してまいります。</p> <p style="text-align: right;"><b>【方針決定】</b></p>

186	債権管理課	<p>の専決処分としたうえで、消滅時効期間の経過が間近に迫っている債権については、早期に法的手続を実施すべきである。</p> <p><b>意見 No.31</b>  <b>第9章 関連部署や外部関係機関との連携</b>  <b>第6 官民の連携（民間活用）</b>  <b>4 新潟市の現状</b></p> <p>債権管理課においては、マンパワー不足により日々、公金債権が時効消滅している。また、移管通知のアナウンス効果は債権管理課からの債権徴収事務引受通知書兼催告でも認められているなど公金債権回収業務の民間委託には一定の効果が期待できるので、訴額が 300 万円以下の訴訟について市長の専決処分としたうえで、同業務を部分的に民間に委託することを検討されたい。</p>	<p>訴訟提起の市長専決処分事項指定については、効果的・効率的に法的手続きを行い、適正な債権管理を進めるうえで有効であることから、訴額の上限額も含め、議会側の理解を得られるよう進めてまいります。</p> <p>訴訟について、市長専決処分となった場合には、債権回収業務の民間委託について平成 30 年度中を目途に検討します。</p> <p style="text-align: right;"><b>【検討中】</b></p>	<p>訴訟による債権回収の民間委託については、関係法令や法解釈の知識、訴訟に関する専門的な事務が必要となることから、弁護士等への委託や庁内の法務担当部署との連携について検討を行いました。その結果、平成 30 年度から弁護士が在籍する行政経営課法務グループから法解釈の助言・指導を随時得られることとなったことから、民間委託は行わず、庁内連携を図りながら効果的・効率的な債権回収を進めていくこととしました。</p> <p style="text-align: right;"><b>【方針決定】</b></p>
-----	-------	---	--	---

※措置欄に記載の【措置済み】，【方針決定】について

【措置済み】は、外部監査人の指摘や意見について、必要な措置が実施されたこと、

【方針決定】は、外部監査人の指摘や意見について、措置方針が決定していること、を示しているもので、監査委員事務局において追記したものです。